

防府市私道舗装補助金交付要綱

平成元年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が日常生活道として利用し、かつ、公共性の高い私道の舗装をする場合に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法に規定する道路以外の道路で、地域住民が主として日常生活に供する公共性の高い道路をいう。

(補助対象の道路)

第3条 市長は、毎年度予算の範囲内で、次の各号の一に該当する私道について、その舗装を行う者に対し、補助金を交付することが出来る。

- (1) 幅員3m以上の私道で市道等に連絡するもの。
- (2) 当該道路の沿線に土地・建物ともに5戸以上の所有者があるもの。
- (3) その他市長が必要と認めるもの。

2 この制度により舗装した道路は、施工後概ね10年間程度は市道に認定しない。ただし特別な場合は除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1路線に要する工事費(100万円を超えるものについては、100万円を限度とする。)の4割以内とする。

2 前項の工事費には、用地費及び付帯工事費等は含まないものとする。

(維持管理)

第5条 道路の維持管理は、補助金の交付を受けた者が当たるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地権者及び地元関係者の同意書(第2号様式)
- (2) 見積書
- (3) 位置図、設計図、(幅員、延長、舗装構成)及び地積図

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査のうえ、当該補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を補助金交付決定通知（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の決定には、必要により、条件を付することができる。

（補助金の交付等）

第8条 申請者は、工事が完成したときは、速やかに事業完了報告書（第4号様式）に完了写真を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業完了報告書の提出があった場合においては速やかに検査を行い、検査合格後、請求のあった日から30日以内に補助金を交付する。

（補助金の交付の取消）

第9条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返済させることができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

（3）不正の行為により補助金を受けようとしたとき。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。